

「平成29年度 第3回 村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会」会議要約

- 1 開催日時 平成30年3月27日（火） 15:00～15:40
- 2 開催場所 村上市役所本庁 4階 大会議室
- 3 出席委員 高橋委員、脇坂委員、丸山委員、長浜委員、菅原委員、
當摩委員、小林委員、斎藤委員、片野委員、佐藤(和)委員、
瀬賀委員、佐藤(久)委員、竹内委員、津島委員、本保委員、
安田委員、田中委員、藤田委員 計18名
- 4 欠席委員 小田委員、奈良橋委員、佐藤(健)委員、石黒委員、大野委員、
浅野委員、荒川委員、清水委員、計8名
- 5 コンソーシアム 日立造船(株)、日立ウィンドーパワー(株)、(株)第四銀行、
東亜建設工業(株)、(株)日立製作所、(株)本間組 計9名
- 6 出席職員 中山環境課長
新エネルギー推進室：田中課長補佐、遠山係長 計3名
- 7 傍聴者 国県関係者3名、報道関係者2名、一般傍聴者10名
計15名
- 8 会議経過 別紙のとおり

平成29年度 第3回 村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会

次 第

と き 平成30年3月27日（火）
午後3時00分～
ところ 村上市役所 本庁
4階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

- (1) 第7号委員（発電事業者の代表）について
- (2) 村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会条例の改正について
- (3) 平成30年度事業計画について

4 報告

- (1) 第196回国会提出法案「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」（仮称）について

5 その他

6 閉会

会 議 要 約

1 開会（午後3時00分）

事務局：皆様、本日は大変お忙しいところ、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

定刻になりましたので、只今から平成29年度 第3回村上市岩船沖洋上風力発電
推進委員会を開催させていただきます。

2 あいさつ

事務局：早速ではございますが、次第に従いまして進めさせていただきます。はじめに、
当推進委員会会長であります、高橋市長よりご挨拶をいただきます。

会 長：皆さんこんにちは。極めて年度末のお忙しいところお集まりをいただきまして
ありがとうございます。

新潟県及び北陸中心では、非常に大きな雪のダメージを受けたわけでありませ
けれども、いずれにしましても自然に抗うことのできない無力感を感じながら自
然の持つ力と共存しながら、それを活用していくことも我々に課せられた今後の
課題なのかなと、雪を見ながら感じさせていただいたところでもあります。

そのような中で今日まで進めてまいりました岩船沖洋上風力発電、この推進に
係る取り組みにつきましても、一定の方向性を見出しているところでもあります。

昨年11月の推進委員会で事業予定者の皆様方からの事業性評価、これをお聞き
して今後の対応をさせていただきたいことを前回の推進委員会で申し上げさせ
ていただいたところでもあります。

本国会におきましても、一般海域における風力発電事業の法整備化に向けて、
国もいよいよ動きだしている状況を踏まえれば、やはり今後のエネルギー政策を
考えた時に、再生可能エネルギー、自然エネルギー、これらはマストとして考え
ていかなければならない部分であります。

従いましてこの推進委員会についてはそのような理念に基づいて、これからも
進めていきたいと言うのが率直な気持ちでありますので、引き続きご指導をお願
いしたいと思っております。

先日、お隣の胎内市、井畑市長さんと懇談をさせていただきました。

井畑市長さんは、胎内沖における洋上風力発電事業について、積極的に取り組
みたいと言うお考えを持たれていらっしゃる。そのことと、我々が今日まで

3年間にわたり積み上げてきましたスキルを合体させることによって、新潟県における風力発電事業のスキーム、これを新たに作り上げることができるのかなと思っています。

井畑市長さんとは、今後、県知事を含めていろいろな形でこちらから提案をしていこうと、国の政策の進捗に合わせてこの新潟県、また、この県北地域、下越の沿岸の部分についてもしっかりとお話をしていこうと、先日懇談をさせていただいたところであります。

これからの産業でありますので、皆様方にはこれまで以上にご知見をご披露いただきたいとお願いをいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

事務局：ありがとうございました。

ここで、本日の定足数についてご報告申し上げます。委員総数26名のところ、現在18名の出席をいただいております。従いまして、推進委員会条例第7条第2項の規定に基づき、過半数以上の出席がありましたので、本日の会議は成立することをご報告申し上げます。

それでは、推進委員会条例により、この後の進行を高橋会長にお願いいたします。

3 協議事項

市長：それではしばらくの間議長を努めさせていただきます。

まず一点目、協議事項にありますけれども、第7号委員である発電事業者代表の取り扱い、状況について事務局から説明をさせていただきます。

(1) 第7号委員（発電事業者の代表について）

事務局：本日説明をさせていただきます、環境課新エネルギー推進室の田中と申します。よろしくお願いたします。

協議事項（1）「第7号委員の発電事業者代表について」、現在、第7号委員であります藤田委員の今後の扱いについて、事務局より提案させていただきます。

条例第3条に掲げる第7号委員となる発電事業者の代表としまして、コンソーシアム代表会社である日立造船株式会社から、これまで藤田委員にご参加いただき、本日も出席をいただいております。

本条例第1条では、発電事業者が提案する岩船沖における計画について協議、調査及び審議し、洋上風力発電の円滑な導入を推進することが目的とされてお

り、今日まで多くの課題を克服すべく検討を進め、発電事業者が提案する計画につきましても、幾度となく計画修正の提案を受けながら、推進に向けた協議を継続してまいりました。

昨年11月に事業性評価の結果が報告されたところでございますが、この「事業性評価」は、事業の全体計画の中では、当初より中間報告として示されておりますことから、発電事業者に対しまして、この事業性評価の結果を踏まえた今後の計画についての検討を依頼しておりました。

しかし、この度の事業性評価の結果は非常に厳しい内容であったため、発電事業者からは、以降の計画を具体的に立案することは困難であるとの回答がございました。

このような事態に直面することとなりましたことは、当委員会におきましても、また事務局といたしましても非常に残念に思うところではございますが、現時点で具体的な実施計画を示すことのできない場合は、条例にあります第7号委員としての地位の継続が難しいことを、発電事業者の代表にお伝えいたしましたところ、コンソーシアム代表の日立造船より委員辞意の表明がございました。

以上の経緯により、第7号委員、藤田委員の辞任について、事務局よりご提案させていただきます。

ご承認くださいますよう、ご協議の程よろしくお願いいたします。

市長：ありがとうございました。

それでは藤田委員お願いします。

日立造船：これまで様々な調査、検討をさせていただきましたけれども、先回の11月の推進委員会でも申し上げましたとおり、現時点での事業化判断は難しいと考えております。

今、事務局からご説明いただきましたとおり、条例に基づきますと我々は事業者におきましてはこのまま委員としての資格の維持は難しいとのことで非常に残念ですけれども、辞任させていただくことになりました。誠に申しわけございません。

ただ、前回の推進委員会でも申し上げましたとおり、ヨーロッパでもコストが半減しておりますので、今後コストが下がってこの地域でも改めて公募する事となれば、我々コンソーシアムのメンバーも他の事業者さんも同じように手を上げて応募されると思いますので、彼らと公平に公募に参加して、公募に打ち勝って改めて更に大きな事業を目指したいと考えております。

今回は、道半ばで申しわけございませんが、その点十分ご理解いただいで

辞意させていただきたいと考えております。
ありがとうございました。

市 長：大変ありがとうございました。
藤田委員のコメントにつきまして、委員の皆様方からご発言はございますか。
特によろしいでしょうか。

委員一同：はい。

市 長：藤田委員、本当にありがとうございました。
私といたしましても藤田委員と同じ思いでありますので、今後とも引き続き我々にご指導を賜りますようお願いいたします。
推進委員会の条例に基づきまして協議事項でありますので採決を取らせていただきます。
只今、事務局から提案を申し上げ、藤田委員からもご発言をいただきました。
以上のとおり第7号委員としての事業者の代表者の辞任につきまして皆様方からご承認いただけますでしょうか。

委員一同：はい。

市 長：ありがとうございます。
それでは皆様方のご承認をいただきました。
藤田委員には長い間ありがとうございました。
本日の残りの協議についても在席をしていただいでかまわないと思いますがよろしいでしょうか。

委員一同：はい。

市 長：それでは本日はそのままご在席をよろしく願いをいたします。
ありがとうございました。

(2) 村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会条例の改正について

市 長：続きまして協議事項の二点目、村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会条例の改正についてです。

前回の推進委員会でも私からお話しをさせていただきました、これからの推進委員会の体制をどのように導くのかと云うことでありますけれども、事務局から考え方について説明をお願いします。

事務局：村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会条例の改正についてでございます。

現在の村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会条例の第1条では、発電事業者が提案する計画を基本とする設置条文であるため、発電事業者の計画に関する委員会活動でなければならない等の、制約があるように読み取れる表現になっております。

今後、発電事業者から計画が提案されていない時期であったり、発電事業者の選定までに至っていない時期であっても、必要とされる協議等の委員会活動を可能とする条例改正について、検討を開始することをご提案いたします。

本条例の改正は市議会にお諮りしなければならず、当推進委員会が決定機関ではございませんが、ご協議の程よろしく申し上げます。以上です。

市長：只今、事務局から説明させていただいたとおり、今、発電事業者が存在しない状況であります。

後ほどの情報提供でもお話し申し上げたいと思っておりますけれども、今、我国において風力発電事業は、これはマストな施策としてこれから進む方向だろうと思っております。

そのパイオニアとして一般海域における洋上風力発電を推進してきた村上市の立場から、しっかりと推進委員会のあり方、これを再構築させていただいて、引き続き強力に研究を進めたいと言う形で条例を少しリニューアルしていきたいと考えているところでございます。

今回添付しましたのは現条例でございます。その中で今、支障が生じている部分につきましてもう少し間口の広い形で、胎内市さんとの連携であるとか、県との連携であるとか、また北陸エリア、東北エリア全体の連系を必要とすることとなった時に、この条例の中では掌握しきれない、対応しきれない部分があると思いますので、その研究をさせていただきながら改めてご提案を申し上げていきたい。

このような方向で条例改正の固守を作ってそのことを議会にお諮りをしたいと言う趣旨でございます。

皆様方からご発言がありましたらいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

安田委員：洋上風力発電は、ここ数年で一気に発電コストの低価格化が進んでおりま

して、昨年の世界の洋上風力の発電コストは13.5円になっています。

F I Tの買取価格36円は、いかにも日本だけ突出して高くなっているのですけれども、ただ日本の洋上風力発電は、実証試験以外の商業ペースでは実現していない状況があり、なかなか低価格化が進まないと言う事よりは、まず事業者や建設業者がスキルを身につけていないところが大きな問題になっています。

それと、世界を見ますと大規模なウィンドファームがいろいろなところで建設され、低価格化が更に促進されておりますが、後ほど説明があるかと思うのですけれども、日本も新しい法律ができることによって一般海域においても大規模な事業展開ができるような環境が整いつつはあります。

しかしながら国内の事業者だけで実現できるのかについてはかなり難しい。

やはり世界でプレーしているメインプレーヤーに参加していただき、そして日本の事業者と一緒に組んで、低価格で大規模展開といったことを今後やっていかなければならない。

尚且つ、国でも再生可能エネルギーを重要電源として大きく舵をきりつつありますので、丁度いい転換期であろうと思います。

新たにこの事業を見直すのはいい機会だったのだらうと思っております。

市長：ありがとうございます。

今、安田先生からエネルギー事情のお話がありましたが、もっとも基本的な部分の話で普及が進めば、どんどんコストが下がっていく仕掛けになるわけであります。

これまでも各メディアでは、洋上における大規模な風力発電事業の導入についての一つのハードルが系統系である事、これはメディア、マスコミでも報じられております。

その辺のところはある意味国策レベルで、国がどう言ったエネルギー政策を考えて系統系を作って、そこに再生可能エネルギーをどう乗せていくかの仕組みだと思っております。

今、それこそ急速にそれを早める政策でありますので、そのところを軸としながら、しっかりと条例を作りこんでいきたいと思っております。

ありがとうございました。

他にご発言ございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

そうしましたら、推進委員会条例の改正につきましては、またこれから会を重ねながら、こうしてお示しをしていただいて、適切なタイミングで議会に提案をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

只今、私から申し上げましたとおりが承認いただけますでしょうか。

委員一同：はい。

市長：ありがとうございました。

それではよろしく願いをいたしたいと思います。

(3) 平成30年度事業計画について

市長：続きまして協議事項の3点目、平成30年度事業計画について事務局から説明いたします。

事務局：(資料1より説明)

市長：平成30年度事業計画についてお諮りをさせていただきました。

皆様方からご発言ありましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。特にありませんでしょうか。

そうしましたら調整会議については開催をさせていただくことになろうかと思っておりますので、あらかじめ日程の調整をお願いしたいと思います。

平成30年度事業計画につきましてご承認いただけますでしょうか。

委員一同：はい。

市長：ありがとうございました。

それでは今日予定をしておりました協議事項3項目につきましては全てご承認を賜りましたので次第の4点目、報告に移らせていただきたいと思います。

4 報告

(1) 第196回 国会提出法案「海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」(仮称) について

市長：4 報告、国会に提案されております、「海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」(仮称) について、法律の名称も仮称だそうで、このことにつきましても皆様方に情報提供させていただきます。

事務局：只今、市長のお話にもありましたとおり、本法案は今年3月9日に衆議院、参議委員共に提出されております。衆議院優先議案としましてまだ現在衆議院では本会議においてはお諮りされておられません。

本国会は6月20日が会期期限となっておりますので、それまでには法案の成立がなされるものとして見越しております。

事務局：(資料より説明)

市長：今ほどの説明の中で政府が設定をします促進区域の情報が出たものですから、全国各地で「我港に、我港に」と言うことで誘致合戦が既に始まっていますから、現状、我々としては、しっかりと足をつけてここに腰を下ろしてまいります。

情報収集したところによりますと、促進地域の設定にはまだ至っておらず、その前の前ぐらいのスキームで考えられていますので、これからしっかりとその辺を見極めながらなろうかと思えます。

我岩船沖、更には新潟県沖、ある意味パイオニアとしてスタートをさせていただきたい。

県でも昨年28年度にポテンシャル調査を実施しており県としても視線はそちらに向いているかと思えます。

そこをしっかりと連携させることも大切かなと考えています。

ただ、今の法案成立に向けての情報収集を予断なく進めながら、臨機応変に速やかに対応できるように体制だけは作っていきたいと思っております。

これも当然、推進委員会の大きな役割になるのだろうと思っております。

ただ今の情報提供につきまして皆様方からご発言ありましたらお願いいたします。

委員：新しい法律は3月8日に閣議決定されました。

閣議決定されれば、その後4ヶ月以内に施行するとなりますので、6月中に施行されることとなります。

法律と言うのはあくまでも骨格でありましてこの法律を基にいろいろな事例が出てきて筋肉が付くのです。それで事例を重ねて運用できるようになって血が流れて法律は機能するようになるので、今後この法律を利用したいろいろな案件が検討されることによって細かい運用部分が完備されていくと理解しています。

この法案の最初の事例に何とか、胎内、村上の事例が適用されると良いなとは思っています。以上です。

市長：ありがとうございました。

閣議決定後、本国会に法案が提案されて衆、参、両院で可決後に法律として制定された後に発動されることになると思いますのが、先ほど説明したとおり本国会におきまして採決にまでは至っていないと理解をしております。

いずれにしましても6月20日の定例会期末までには本国会を通過して、その後に法律が施行されると思っております。

私も同様に、ぜひ新潟県内において促進地域としての指定があれば、これは大きな後押しになっていくのだろうと思っております。

その時のターゲットになるのが岩船沖を中心としたエリアだと、大きな可能性を秘めているなと思っておりますので、引き続き情報収集に当たっていきたいと思っております。

皆様方から他にご発言ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

また、随時情報提供をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

5 その他

市長：それでは次第の5「その他」になります。

本日の推進委員会では事務局からはその他は用意してございません。

皆様方からご提案がございましたらよろしく願いいたします。

特によろしいでしょうか。

6 閉会（午後3時40分）

市長：それでは特にないとのことと本日推進委員会は以上のとおりとさせていただきます。

全ての進行にご協力いただきましてありがとうございました。